

平成二十九年海運税制に関する決議

平成二十八年十一月八日

自由民主党政務調査会

海運・造船対策特別委員会

自由民主党

海事立国推進議員連盟

四面を海に囲まれた海洋国家である我が国にとって、海運・造船をはじめとする海運産業の果たす役割は極めて重要である。安定的な海上輸送を担う海運業は、国民の暮らしを支えるとともに、我が国がさらなる経済成長を遂げるために必要な我が国物流網の大動脈として不可欠な存在である。また、海運に船舶を供給する造船業・船用工業は、裾野の広い労働集約型産業として、地域の経済・雇用に大きく貢献している。さらに我が国では、関連分野が密接に関連した「海事クラスター」が、世界にも類がない層の厚さで形成されており、これを基礎として、我が国海運企業の造船発注及びその部品調達のほぼ全てが国内の造船所等で行われ、その投資効果が地域の関連分野に広く浸潤するなど、海運産業が地方創生に大きな役割を果たしていることは、強く留意すべきである。

他方、昨今の海運・造船を取り巻く状況に目を向けると、国際海運においては、世界単一市場での激しい国際競争を強いられているが、加えて、現在の歴史的な世界海運不況に直面していること、国内海運においては、貨物輸送量の減少、人口減少・少子高齢化等の影響を受けていることなどから、各企業は厳しい経営状況に置かれている。また、地球環境問題等の国際的な要請により、低炭素化やモーダルシフトの推進等、環境負荷低減のための取組みが求められており、これに応えつつ船舶の代替建造や事業基盤の強化を適切に進めていくためには、海運産業自らの努力や創意工夫とあわせて、税制措置をはじめとする国の支援が適時・適切に実施されることが不可欠であり、官民挙げて、海運産業の一層の発展のために全力で取り組んでいく必要がある。

これらの理由により、海運・造船対策特別委員会及び海事立国推進議員連盟は、業界からのヒアリング等を踏まえ、海運関係税制の重要性を再確認するとともに、海洋国家日本を支えるために必要不可欠なこれら税制に関し、平成二十九年海運税制改正において次の五項目の全てが認められるよう、ここに緊急に決議する。

- 一．トン数標準税制の適用範囲を、日本船舶及び現行の準日本船舶に加えて、航海命令時における日本籍化が確保されるよう措置された本邦オーナー実質保有船も準日本船舶として拡充する。併せて、現下のような歴史的な海運不況を経ても、長期的に我が国の経済安全保障の確立に資するよう日本船舶等の増加を可能とする仕組みを導入する。
- 二．船舶に係る特別償却制度を拡充・延長する。
- 三．船舶に係る買換特例制度を延長する。
- 四．内航貨物船に係る中小企業投資促進税制を延長する。
- 五．内航貨物船、内航旅客船に係る地球温暖化対策税の還付措置を延長する。